

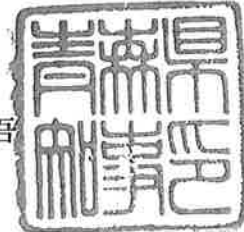
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年7月29日

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2  
株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

青森県知事 三村 申 吾



許可の年月日	令和元年7月29日	許可番号	R1-8の2-2
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 木くずの破碎施設(移動式) 産業廃棄物の種類 木くず		
設置場所	青森市及び八戸市を除く県内一円(ただし、騒音規制法に定める特定建設作業を行う場合で敷地境界から10m以上離れた排出現場等(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。)に限る。) 【駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1】		
処理能力	209.6t/日(8時間稼働) 26.2t/時間		
許可の条件	1. 施設の稼働は、排出現場等において工事の一環として期間を区切って設置する場合とする。 2. 施設の稼働時間は、午前8時から午後5時までのうち8時間とする。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(許可証の書換え状況)

○ 令和元年7月29日 設置許可 R1-8の2-2